

川崎市交通局規程第14号

川崎市交通局旅費支給規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤邦紀

川崎市交通局旅費支給規程

川崎市交通局旅費支給規程（昭和33年交通部規程第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、公務のため旅行する交通局企業職員（以下「職員」という。）等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、他の条例及び規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）市長等 市長及び副市長並びにこれらに準ずる者をいう。

（2）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

（3）外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

（4）出張 職員が公務のため一時その在勤事業所（常時勤務する在勤事業所のない場合、交通局長（以下「局長」という。）又はその委任を受けた者

(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合等には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所等)を離れて旅行することをいう。

(5) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤事業所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤事業所から新在勤事業所に旅行することであって次のいずれかに該当するものをいう。

ア 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所又は居所から在勤事業所に旅行することであって、局長が特に必要と認めるもの

イ 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤事業所から新在勤事業所に旅行すること

(6) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、当該職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(7) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(9) 旅行役務提供者 旅行者等(次のアからケまでに掲げる者のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)であつて、川崎市交通局(以下「局」という。)と旅行役務提供契約(旅行者等が局に対して旅行に係る役務及びカード等(割賦販売法(昭和36年法律第159号)第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。以下同じ。)を旅行者に提供することを約し、かつ、局が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものを

いう。

ア 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する
旅行者

イ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 13 条第 1 項に規定する鉄
道運送事業者及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 4 条に規定する
軌道経営者

ウ 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 23 条の 3 第 2 項に規定
する船舶運航事業者

エ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空
運送事業を経営する者

オ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 7 項第 3 号に規定
する一般旅客自動車運送事業者

カ 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館
業を営む者

キ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 7 条第 1 項に規定
する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律
第 82 号）第 55 条第 1 項に規定する貨物利用運送事業者

ク 外国におけるアからキまでに掲げる者に相当するもの

ケ 割賦販売法第 31 条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（局と
の契約によりカード等をアからクまでに掲げる者が提供する役務その他
の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限
る。）

（旅費の支給）

第 3 条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給
する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第17条第1項第2号ア、イ若しくはエに規定する場合における外国旅行中に死亡した場合 当該職員

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証

人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例又は規程に特別の定めがある場合その他経費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他次に掲げる場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額を旅費として支給することができる。

(1) 第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 第3条第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第15条、第17条第1項及び第21条第3項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

7 前項に規定するその者の損失となる金額又は支出を要する金額は、第25条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、その他の交通費のうち第11条第2項第1号に係る部分を除く。）については、第8条第2項各号、第9条第2項各号、第10条第2項各号、第11条第1項各号及び同条第2項第2号に掲げる各費

用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について第12条、第13条及び第15条から第19条まで並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして局長その他の当該旅費の支給又は当該旅費に相当する金額の支払を行う者（以下「旅費支給者等」という。）が認められた額

8 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者（以下この項において「当該者」という。）が、旅行中天災その他次に掲げる事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で旅費として支給することができる。

(1) 交通事故その他の当該者の責めに帰することができない事情

(2) 第6項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

9 前項に規定する喪失した旅費額の範囲内で旅費として支給することができる旅費の金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するためこの規程の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に掲げる金額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

10 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、局が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に定める区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、次条に規定する種目及び第8条から第20条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに

相当するものその他次に掲げるものをいう。以下同じ。) を利用する移動に要する費用とする。

(1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

2 前項に規定する鉄道を利用する移動に要する費用の額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(次に掲げる場合に限る。)

ア 特別車両を利用する市長等又はイに規定する者に同行する職員が利用する場合

イ 外国旅行において、職務の級(川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(昭和32年交通部規程第7号)以下「給料等支給規程」という。)第2条第1項に規定する交通企業職給料表(1)による職務の級(交通企業職給料表(1)の適用を受けない職員にあっては、これに相当するものとして局長が定める職務の級)をいう。以下同じ。)が6級以上の者が利用する場合

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

3 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等

級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が5級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第9条 船賃は、船舶（海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他次に掲げるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

（1）海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

（2）外国における前号に掲げるものに相当するもの

2 前項に規定する船舶を利用する移動に要する費用の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）寝台料金

（3）座席指定料金

（4）特別船室料金（次に掲げる場合に限る。）

ア 特別船室を利用する市長等又はイに規定する者に同行する職員が利用する場合

イ 外国旅行において、職務の級が6級以上の者が利用する場合

（5）前各号に掲げる費用に付随する費用

3 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって

運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により職務の級が5級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第10条 航空賃は、航空機（航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他次に掲げるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

（1）航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

（2）外国における前号に掲げるものに相当するもの

2 前項に規定する航空機を利用する移動に要する費用の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）座席指定料金

（3）前2号に掲げる費用に付随する費用

3 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

（1）外国旅行の場合であって、職務の級が6級以上の者が移動するとき及び職務の級が5級又は4級の者が一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動をするとき（次号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

（2）外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により職務の級が6級以上の者が移動するとき及び職務の級が5級又は4級の

者が一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(3) 外国旅行の場合であって、職務の級が3級以下の者が一の旅行区間における飛行時間が24時間以上の移動をするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、職員及びその家族が所有又は管理する自動車、原動機付自転車又は自転車を利用して移動する場合には、その他の交通費の額を、次に掲げる額の合計額とすることができる。

(1) 路程に応じ1キロメートル当たり37円

(2) 前項第3号及び第4号の費用の額（実費を算定できるものに限る。）

3 前項第1号の算定において、全行程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）により定められている宿泊費基準額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国家公務員は、省令における職員の職務の級が10級以下の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅費支給者等が次の各号のいずれかに該当すると認める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(1) 会議等の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 市長等に同行する者が市長等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

(3) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(4) 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員につき省令により定められている宿泊手当の額とする。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて次に掲げる方法により算定するものとする。ただし、旅費支給者等が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、原則として複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるときは、当該額とする（この項本文に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする場合であつて、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りではない。）。

2 前項に規定する赴任に伴う転居が外国旅行となる場合においては、省令別表第4に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

3 前2項の算定に当たっては、この規程の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の経費による支給が適当でない費用を除くものとする。

4 職員又は家族が局以外の者から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前3項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。

以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際旅行命令権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の

合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第18条 神奈川県内及び東京都内における在勤事業所の変更に伴う旅行については、局長が特に認める場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

（渡航雑費）

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税（以下この条において、これらを「渡航雑費」という。）その他外国旅行に必要なものとして次に掲げる費用の額とする。

- (1) 保険料
 - (2) 医薬品の購入に係る費用
 - (3) 携行品の購入に係る費用
 - (4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
 - (5) 渡航雑費に類し又は付随する費用
 - (6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして局長が定める費用
- (死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号に掲げる場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員につき省令により定められている死亡手当の額とする。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて次に掲げるものとする。

(1) 第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が第3条第2項第1号

の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号アの規定に準じた旅費のほか、次号ウ又はエ及び次項の規定に準じた旅費

(3) 第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）

イ 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

ウ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(ア) イの規定に準じた旅費

(イ) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(ア)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費

エ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(ア) 出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(イ) アの規定に準じた旅費

2 前項第3号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となった場合において第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前項第3号の規定に準じて局長が定めるものとする。

3 前2項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

4 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて次に掲げるものとする。

(1) 本邦在勤の職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、

同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第4号アの規定に準じた旅費

(3) 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦に

おける外国への出発地)に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)

(4) 第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費

ア 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(5) 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地(本邦内の地に限る。)に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費(着後滞在費に相当する部分を除く。)

(6) 第3条第2項第7号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第1号から第5号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、その他の交通費のうち第11条第2項第1号に係る部分を除く。)に係る旅費の支給額は、第8条第2項各号、第9条第2項各号、第10条第2項各号、第11条第1項各号及び同条第2項第2号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除

く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第13条及び第15条から第19条まで並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の請求手続）

第24条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求又は精算に必要な資料を旅費支給者等に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったためにその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

（旅費の調整）

第25条 旅費支給者等は、旅行者が局以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この規程又は旅費に関する他の条例及び規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅費支給者等は、旅行者がこの規程又は旅費に関する他の条例及び規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第26条 旅費支給者等は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規程の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの規程の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項又は第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 旅費支給者等は、震災、風水害その他の非常災害を原因とするやむを得ない事由により、職員（川崎市交通局企業職員の通勤手当支給規程（昭和57年交通局規程第27号）第2条各号に規定する通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、徒歩のみにより通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）が常例としている通勤の経路又は方法と異なる経路又は方法で旅行したときは、旅費を支給することができる。

（旅費の返納）

第27条 旅費支給者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの規程又はこれに基づく局長が別に定める規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの規程又はこれに基づく局長が別に定める規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅費支給者等は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）第2条第1項及び第2項に

規定する給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(委任)

第28条 この規程の実施に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(川崎市交通局企業職員の市内出張旅費に関する規程の廃止)

2 川崎市交通局企業職員の市内出張旅費に関する規程（昭和57年交通局規程第28号）は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

4 改正後の規程第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

5 改正後の規程第27条の規定は、同規程又はこれに基づく局長が別に定める規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。